
令和8年度 大阪府障がい児等療育支援事業全体研修

見逃さないで、こどもの 発達の見点とアセスメント

令和8年9月9日

全国児童発達支援協議会

光真坊 浩史

目 次

1. 障がい児支援制度の変遷

2. こどもまんなかの支援とは

(1) その子らしさが輝く支援

(2) 価値観のアップデート: ①こども観、②障がい観、③支援観

3. こどもまんなかの実践に向けて

(1) こどもまんなかの発達支援: ワクワクのWell-Being

(2) こどもの声・姿から始める発達支援

(3) こどもの声・姿から始めるこどもまんなかの実践

(4) こどものWell-Beingを実現するための個別支援計画の検討

(5) 本人支援の5領域はどのように活用するのか

4. まとめ

(1) 明日からできる個別支援計画作成のヒント

こどもの声を聞いていますか

- ☐ アセスメントでは、こどもの声を聞いていますか？
 - ・好きなこと・遊び、楽しいこと・遊び、してほしいこと など
 - ・嫌いなこと、苦手なこと、してほしくないこと など
- ☐ モニタリングでは、こどもの声を聞いていますか？
- ☐ 個別支援計画をこどもに説明していますか？
- ☐ 活動の内容を説明していますか？
- ☐ 介助等する時に、こどもに説明して了解を得ていますか？
- ☐ 活動や遊びを決める時に、こどもの声を聞いていますか？
- ☐ 活動や遊びを決める時に、こどもと一緒に決めていますか？
- ☐ 活動や遊びに参加したくないと表明(仕草含む)があった場合に、参加しないことを認めていますか？
- ☐ 必要なことだからと支援を強制していませんか？

1. 障がい児支援制度の変遷

発達支援(療育)の役割・機能の変遷

過去

(～H24)

障がい児の保護的、
治療教育的役割

- ・戦災孤児の中の障がい児
⇒入所による保護と治療教育
- ・親による子殺し等の発生
- ・入所から在宅支援への拡大
⇒家庭支援(親子通所等)
- ・生活・教育・遊びの補完・保障
⇒義務教育免除・猶予児及び
保育所での受入困難児の
積極的受入
- ・治療教育的な療育の確立
(早期発見・早期支援)

現在

(H24～現在)

こどもまんなかの
発達支援への転換

- ・障がい児支援の理念の確立
⇒質の高い発達支援
⇒家族支援の充実
⇒インクルージョンの後方支援
保育所等訪問支援の創設
- ⇒地域連携支援の重視
- ⇒障害児相談支援の創設
- ・児童発達支援センター等の
地域支援の中核的機能の発揮
- ・こども家庭庁への編入
⇒こどもの権利に基づく発達支援

未来

人権モデルに基づく
こどもまんなか社会の実現

- ・すべてのこどもの権利を尊重
- ・インクルージョン(共生社会)の
実現に向けた発達支援へ
⇒「人権モデル」に基づく障がい
の捉え方の変革
⇒こどもまんなか支援への変革
(意見実現支援を含む)
- ⇒合理的配慮の専門性への
変革(発達できる環境調整)
- ⇒家族支援のさらなる充実
- ⇒多機関・多職種協働

障がい児支援に係る法令改正等の変遷

H18.4 障害者自立支援法成立、**改正児童福祉法**（利用契約導入）

H20.7 **障害児支援の見直しに関する検討会報告書**

H22.4 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会

H23.6 **「障害児支援」合同作業チーム報告書**

H23.8 障害者基本法 ←（第17条「療育」の新設）

H24.4 **改正児童福祉法施行**、改正障害者自立支援法施行

H25.4 障害者総合支援法

H24.10 障害者虐待防止法施行

H26.2 障害者の権利に関する条約に批准

H28.4 障害者差別解消法施行

H26.7 **障害児支援の在り方に関する検討会報告書**

児童の権利に関する条約
（1994年4月批准）

放デイガイドライン（H27. 4）

児童発達支援ガイドライン（H29. 7）

H27 報酬改定

H30.4 **改正児童福祉法施行**

H30 報酬改定

第一次障害児
福祉計画

R2.2 **障害児入所施設の在り方に関する検討会**

R3.6 **障害児通所支援の在り方に関する検討会**

R3 報酬改定

第二次障害児
福祉計画

障害児入所施設運営指針（R3. 9）

R5.3 **障害児通所支援の在り方に関する検討会**

R5.4 **こども家庭庁発足**（障害児支援の編入）

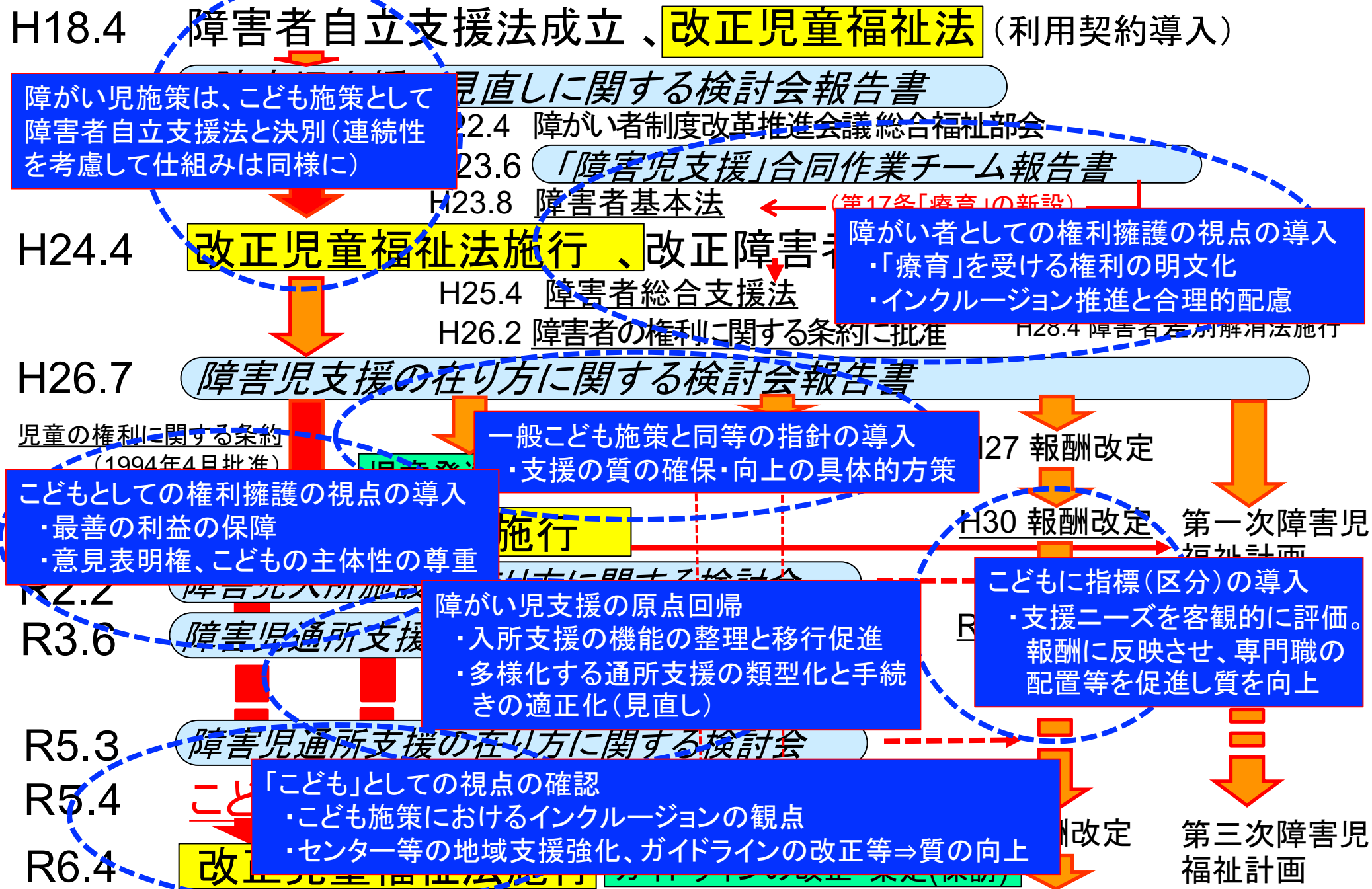
R6 報酬改定

第三次障害児
福祉計画

R6.4 **改正児童福祉法施行**

ガイドラインの改正・策定（保訪）

障がい児支援に係る法令改正等の変遷



2. こどもまんなか支援とは

こどもまんなかの前提を再確認します

(1) その子らしさが輝く支援

眼の前のこどもを「対等な個人」として観ていますか？

人権・尊厳を護り、育ちを支える支援

人権モデルに基づくその子らしさが輝く支援

その子ならではの輝き、成長・発達を支える
(≠なり)



こども施策の基本理念

← こどもの権利

⇒「障がいや特性のあるこども」も、まず「こども」としての権利が護られる

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 全てのこどもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

基本原則

受動的権利

(大人)与える義務

能動的権利

(大人)聴く義務
機会提供義務

基本原則

(大人)意見を
尊重する義務

家庭養育の
原則

ミッション

こどもの権利条約における4つの柱

- ① 生きる権利 : こどもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て健やかに成長する権利を持っている
- ② 育つ権利 : こどもたちは教育を受ける権利を持っている。また、休んだり、遊んだりすること、様々な情報を得ること、自分の考えや信仰が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要
- ③ 守られる権利 : こどもたちは、あらゆる種類の虐待や搾取などから守られる権利を持っている。障がいがあるこども、少数民族のこどもなどは特に守られなければならない
- ④ 参加する権利 : こどもたちは、自分に関係のあることについて自由に意見を言ったり、集まってグループをつくったり、活動することができる権利を持っている。その際は家族や地域社会の一員としてのルールを守って、行動することが大切

障害児支援の基本理念

← 障がい者の権利

⇒ こどもの権利を実現するための合理的配慮の提供、重層的視点

基本法第17条「療育」

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供 (こどものウェルビーイングの向上, エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供 (社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供 (家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進 (一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供 (関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

本人支援

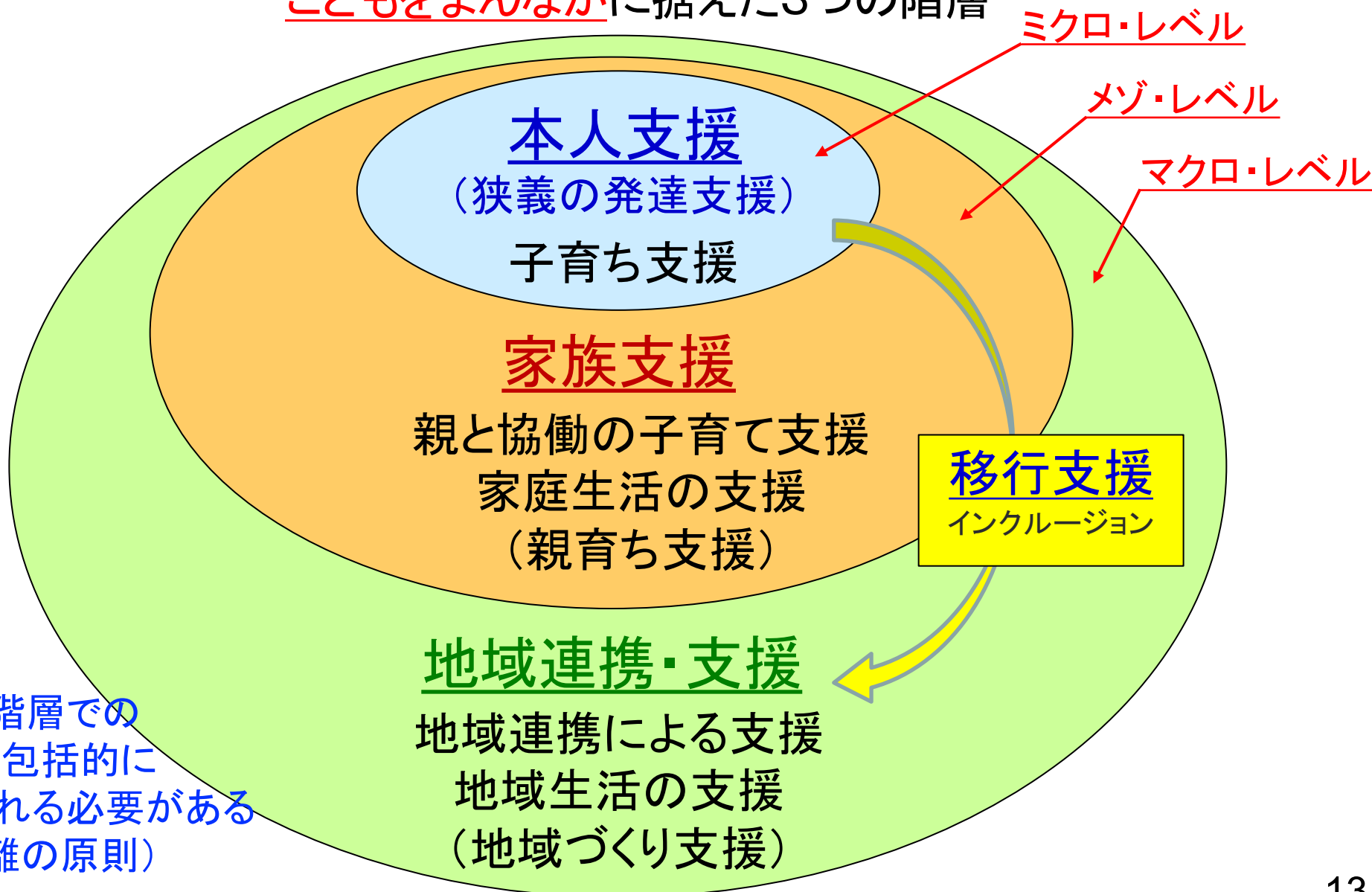
家族支援

一部、
移行支援

地域との
連携支援

発達支援の構造

こどもをまんなかに据えた3つの階層



3つの階層での
支援が包括的に
提供される必要がある
(不分離の原則)

こども施策と障がい児支援との関係

障がい児支援の基本理念

こども施策の基本理念が
護られ、達成できるよう、
障がい児・家族に対して、
障がい者の権利を護る

- ・障がいの特性を踏まえたニーズに応じた発達支援
- ・合理的配慮の提供
- ・家族支援の提供
- ・地域社会への参加、インクルージョンの推進
- ・連携による途切れない支援

こども施策の基本理念

【こどもの権利】

4つの原則

- ・生命、生存および
発達に対する権利
- ・こどもの意見の尊重
- ・こどもの最善の利益
- ・差別の禁止

4つの柱

- ・生きる権利
- ・育つ権利
- ・守られる権利
- ・参加する権利

【ミッション】

- ・子育てに喜びを
感じられる社会づくり
- ・家庭養育の原則

(2) 価値観のアップデート

～今どきのこどもの理解と発達支援～

これまで

大人主導の療育

保護者や支援者が考えるの改善型の発達支援

変革が求められている

- (1)「こども観」
- (2)「障がい観」
- (3)「支援観」

これから

こどものまんなかの発達支援

こどもの声や姿を反映した「今ここ」の発達支援

①「こども観」のアップデート

1)「こども」とは

こども基本法

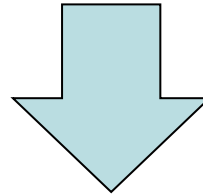
第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達
の過程にある者をいう。

＝発達に関わることは、こどもの発達を支援することになる

＝児童福祉法のこどもは、「年齢」で、こども基本法は「発達」を軸に定義している

2)「こども」の主体性の尊重

指導・教育が必要な存在としての「こども」
(教え、導かないと何もできない存在)



適切な環境を提供するのが専門性

適切な環境があれば自ら伸びていける「こども」

(特性や発達状況に応じた適切な環境で、
自ら納得して主体的に育つ存在)

= 発達の主体は「こども」(大人主体(主導)ではない)

= 成長・発達は、こどもの決定、「結果」である

= こどもは自ら「発達したい」存在: だから、誤学習も発生しやすい

②「障がい観」のアップデート

1) ICFモデル(国際生活機能分類)の意味

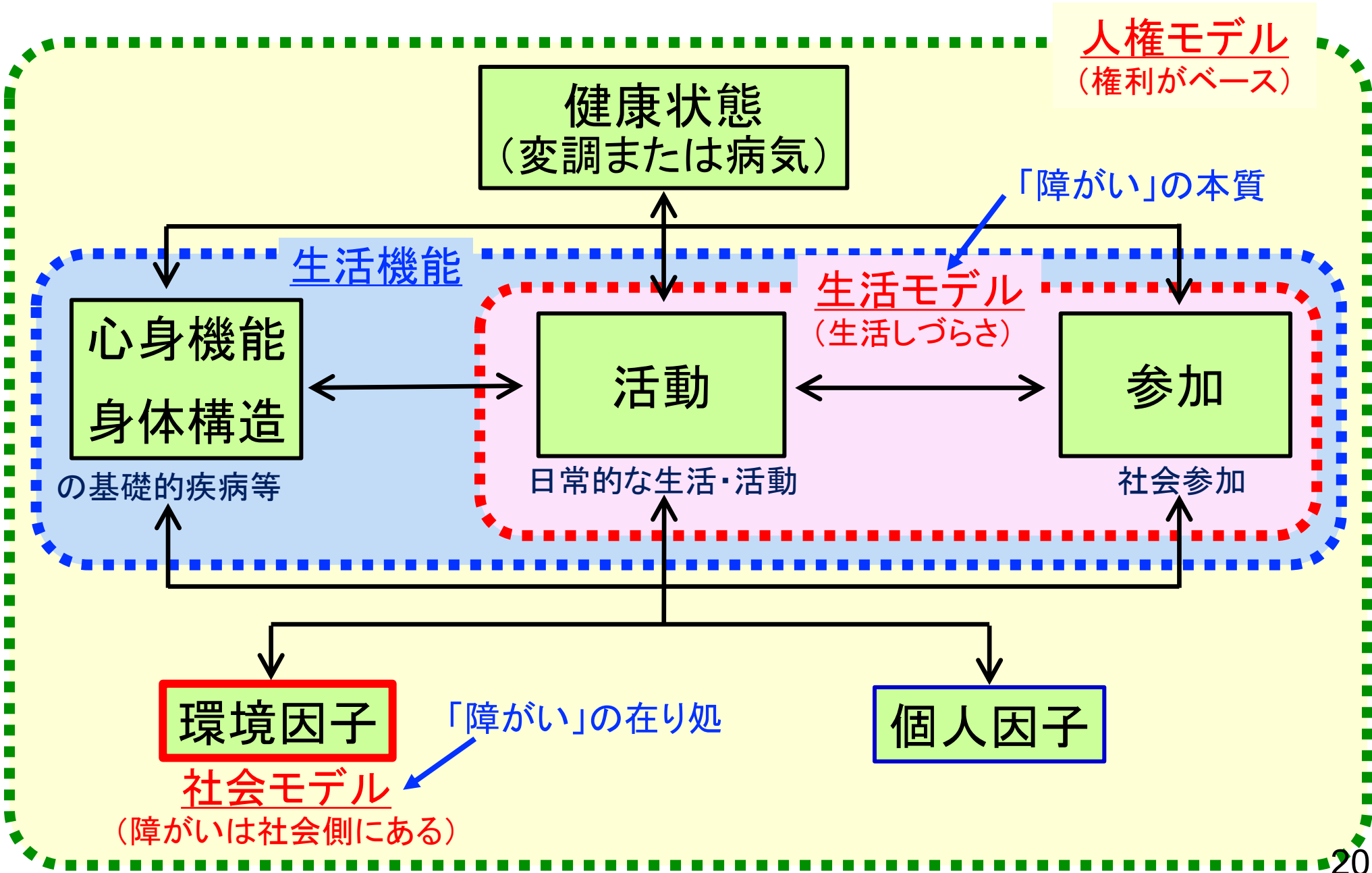
- ・疾患モデル ⇔ 生活モデル : 障がいは生活のしづらさで捉える: 障がい者＝生活者
- ・個人モデル ⇔ 社会モデル : 障がいの個人にあるのではなく社会にある

2) 社会の在り方である「人権モデル」

- ・治療モデル ⇔ 人権モデル : 障がいは多様性の1つであり尊厳であり、そのまま受け入れられる(≡障がいはなくすべき対象とは捉えない)

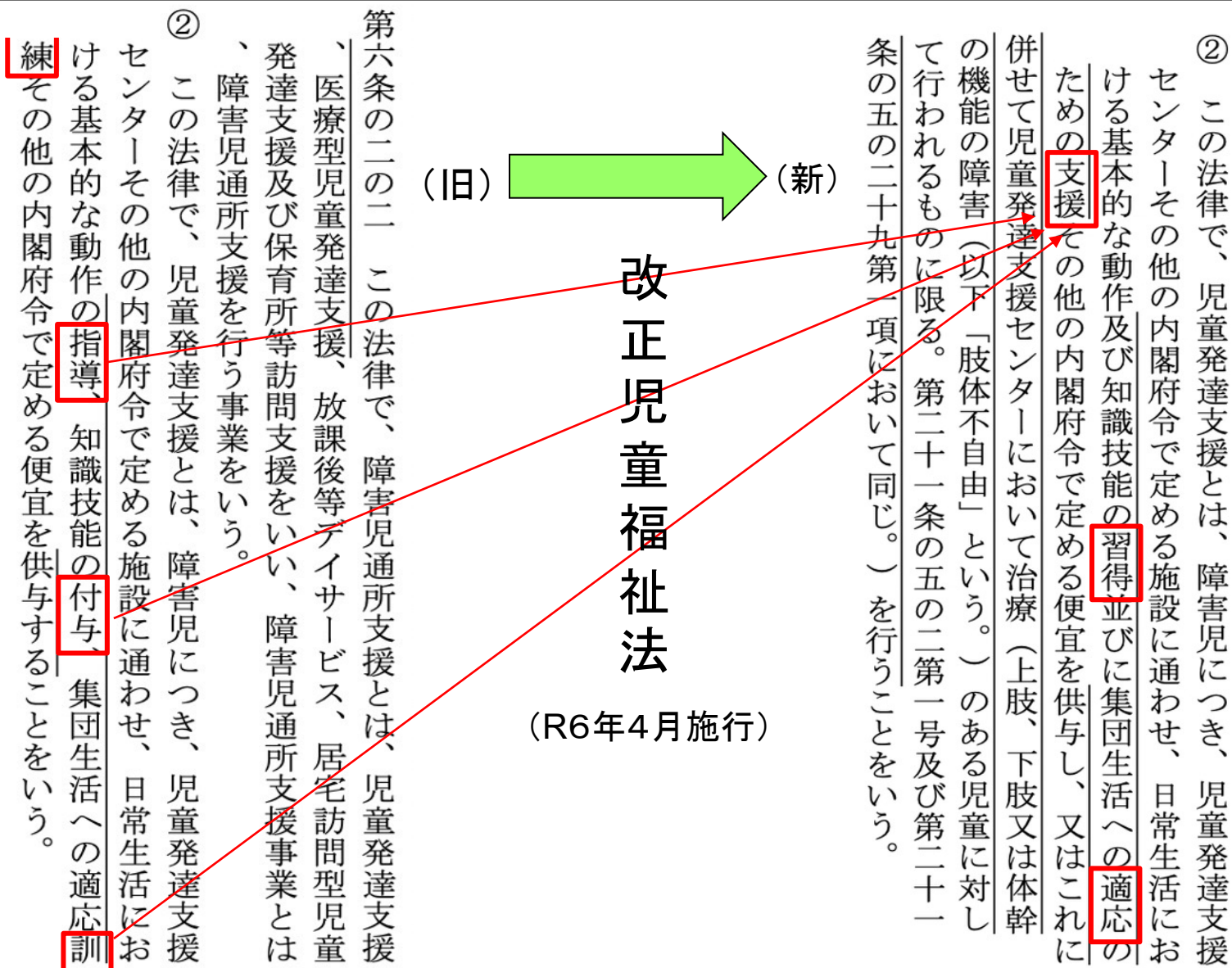
「医学モデル」と呼ばれる

国際生活機能分類(ICF)モデル(2001)による理解

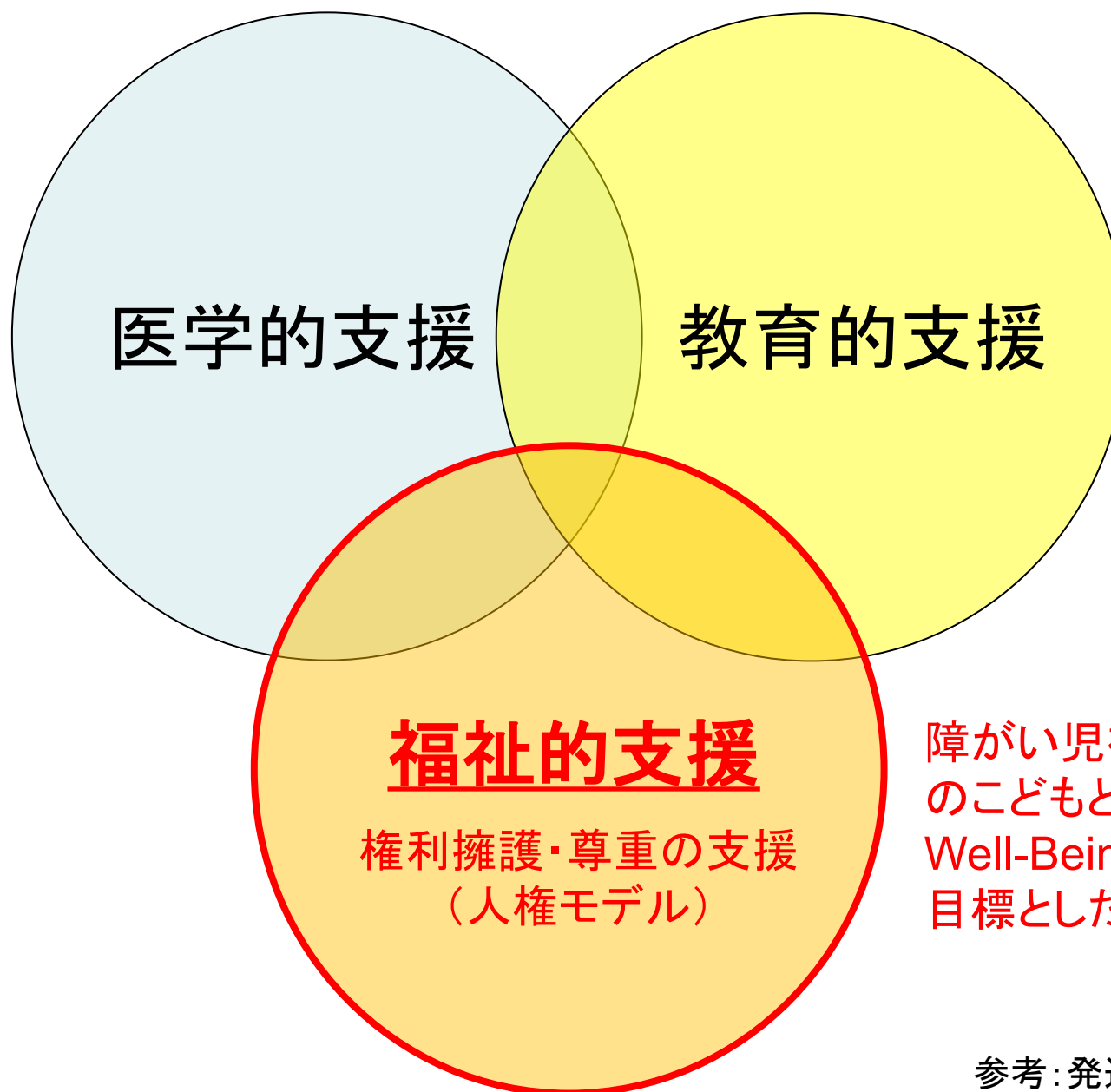


③「支援観」のアップデート大転換

1) 発達支援は「治療」「指導」「訓練」⇒「支援」へ

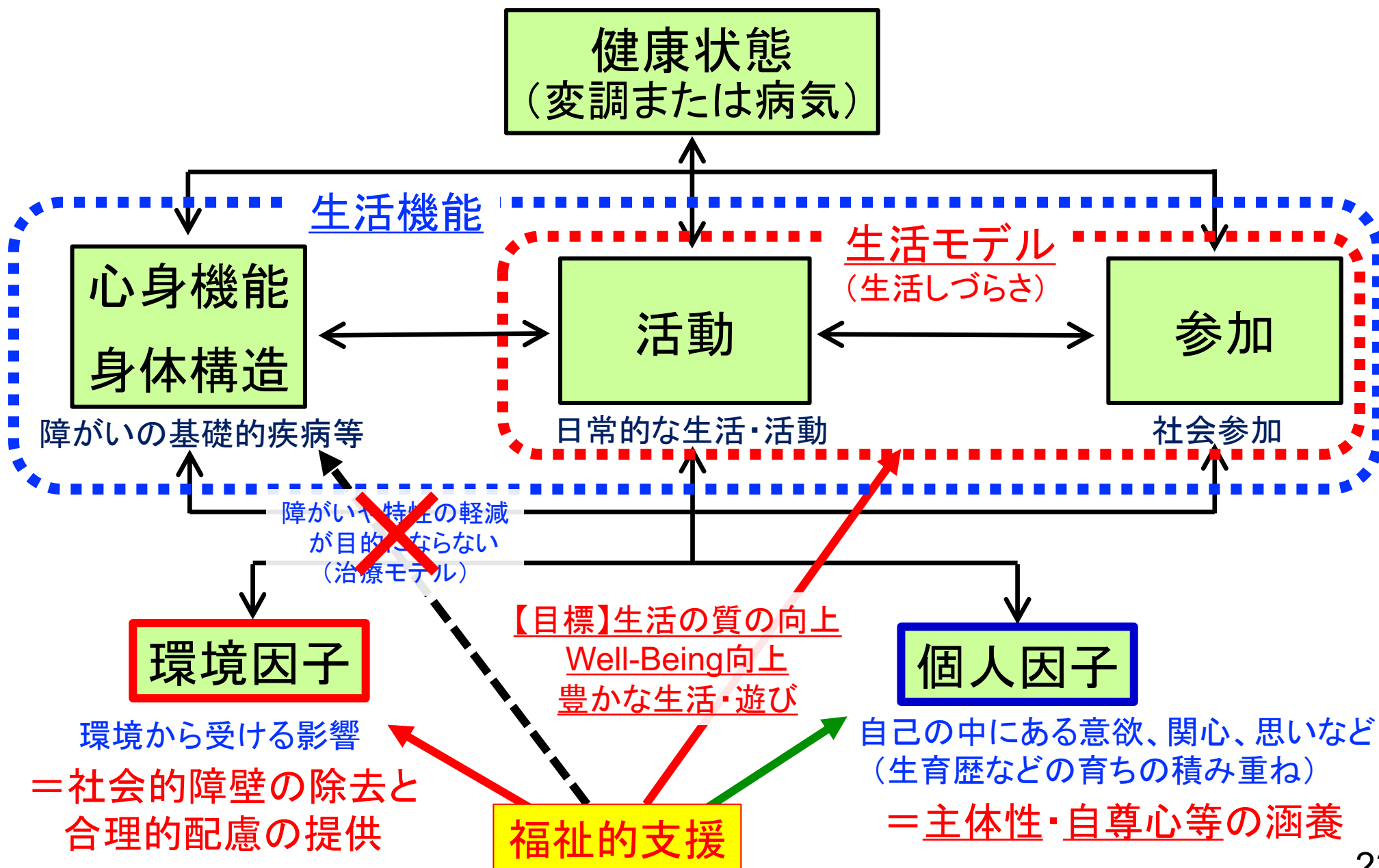


2) 児童福祉法の発達支援は「福祉的支援」



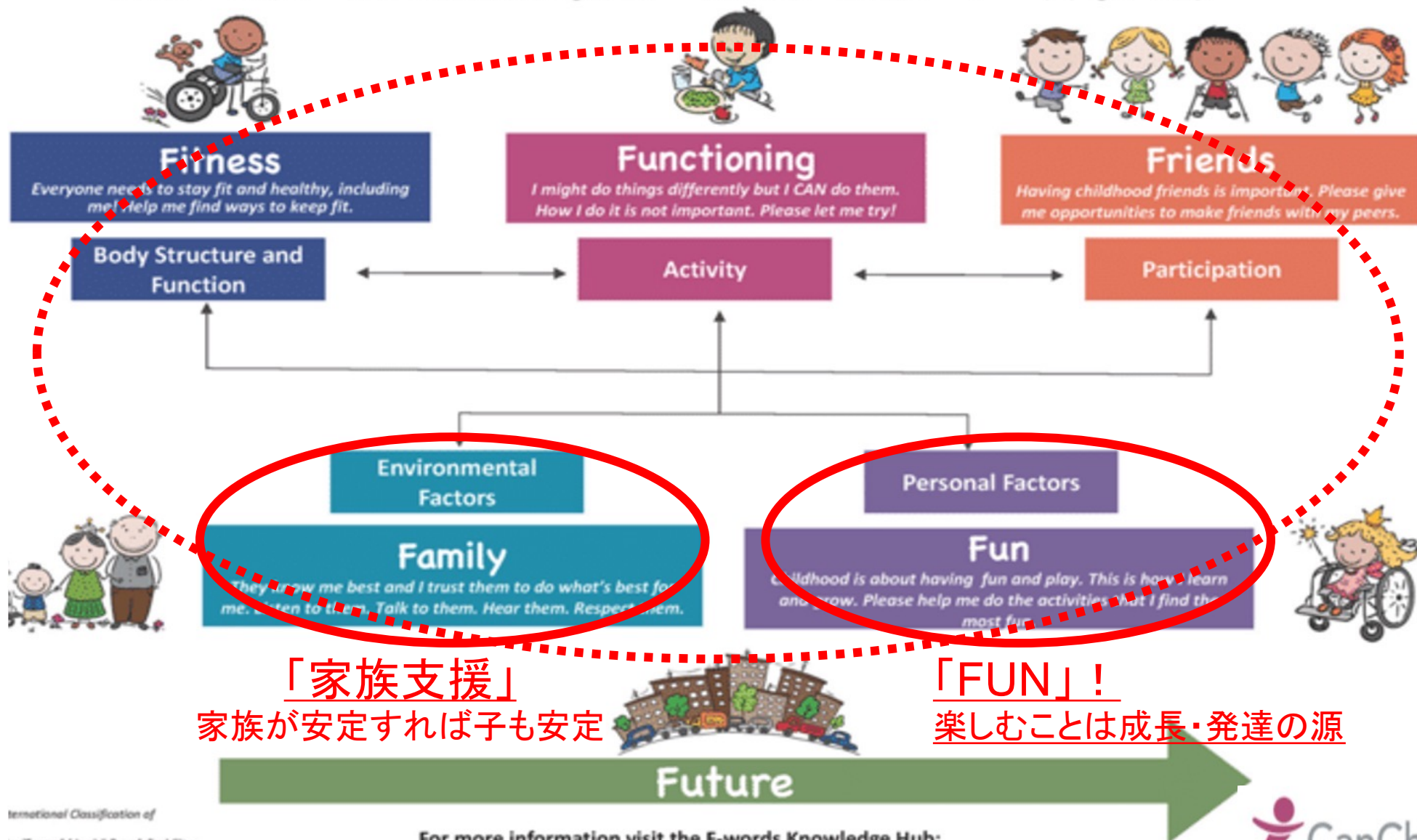
障がい児福祉ならではの
こどもと家族の
Well-Beingの向上を
目標とした支援の提供

3)「環境因子」と「個人因子」を重視する



こどもは楽しみながら成長・発達していく

The ICF Framework¹ and the 'F-Words'²



「家族支援」

家族が安定すれば子も安定

「FUN」!

楽しむことは成長・発達の源

4) こどもまんなかの支援とは

特性改善型

困らないようにしてあげたい

人権モデルの支援へ

こども主体型

障がいや特性があっても
Well-beingの向上を
目指す

- ・「こどもの最善の利益」という名の指導・訓練
例)・書字障がいのこどもに、漢字練習をさせる
・着席を目的とした練習をさせる
- ・本人と特性と環境面のミスマッチで生じている問題にも関わらず、本人を変えようとする
- ・こどもの声を反映させた支援
例) ワクワク、楽しい支援
「やってみたい」を重視した無理のない支援
- ・こどもが自ら習得していく過程を大切にした支援
例)・その子ならではの成長・発達の支援
本人のペースやスタイルに合わせた支援
本人の発達段階や特性に応じた支援
(芽生え⇒発達の最近接領域等)
- ・生活、遊び・活動の中に成長・発達の種が散りばめられた支援

5)「普通のこども」のニーズを満たすために配慮する

障がいのあるこどもは、その社会の他の異なった
ニーズを持つ特別な存在と考えられるべきではなく

通常のこどもたちがもつニーズを満たすのに

特別な困難を持つ(特別な工夫や配慮が必要)

普通のこどもと考えられるべき

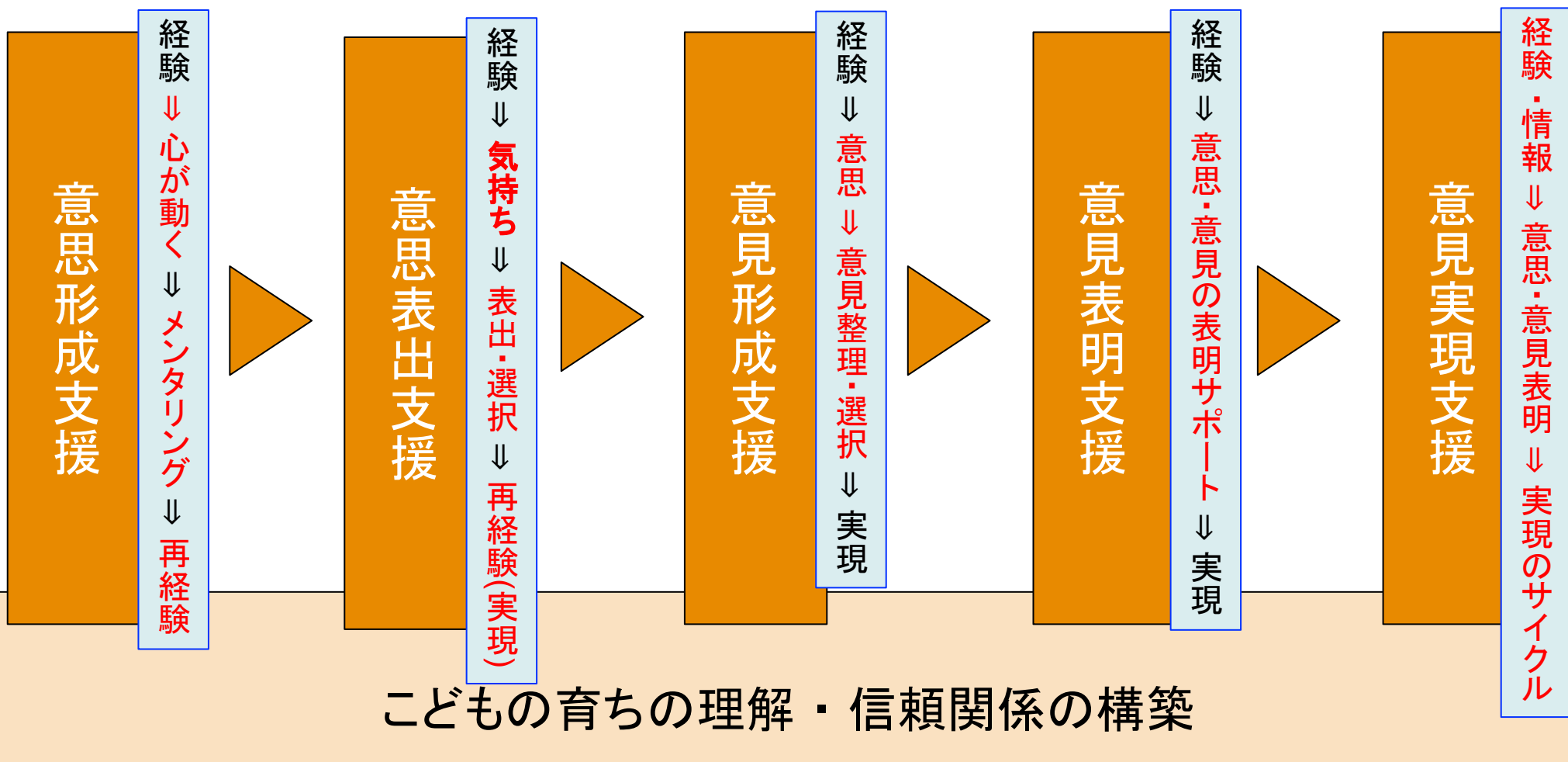
原典：国連総会決議34/158（1980年1月30日採択）国際障害者年行動計画

「障害者は、その社会の他の異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、
その通常の人間的なニーズを満たすのに特別の困難を持つ普通の市民と考えられるべき
なのである」

こどもの育ちの視点(発達の特長性)

障がいや特性への合理的配慮の視点(障がいの専門性)

6) こどもの権利に基づく意見表明支援



こども自身がより多くの体験・経験を積み、自分らしく生活できるよう、こどもが自分でできそうなことに取り組み、成功体験を増やすことが前提であり重要。

また、こどもが気持ちを素直に出せる関係性の構築し、意思や意見の表明につなげていく。

あらためて「こどもまんなか支援」とは

- 発達支援は「こどもの権利」を尊重する支援です
- 発達支援は「指導」「訓練」「付与」ではありません
(障がいや特性をなおす支援ではありません)
- 発達支援は「こども」が主人公です
(自分の人生はこどものもの:「発達」の主体はこども)
- 発達支援は「生活」と「遊び」を通した支援です
(こどもは、今を生きる「生活者」です)
- 楽しいから、発達支援の効果が発揮されます
- 発達支援は、こどもの声や姿に寄り添うことです

3. こどもまんなかの実践 に向けて

こどものワクワク、楽しいが成長・発達を促す

自分たちの個別支援計画を見て
ワクワクしますか？

こどもが見たらワクワクする
と思いますか？

なぜ、ワクワクしないのでしょうか・・・

⇒ こどもの声を聴かれても、
それを実現する計画になっていないから

(1) こどもまんなかの発達支援

発達支援の目標は「Well-Being」

発達支援の「目標」@児発ガイドライン

こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、ウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

○ アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実 ← 本人支援

乳幼児期は、障がいの有無にかかわらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、安定したアタッチメント（愛着）を形成していくこと。

将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障がいの状態や発達の状況、障がいの特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定 ← 家族支援

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えることができる基盤を作っていくこと。

○ こどもと地域のつながりの実現 ← 地域連携・支援、移行支援

こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定こども園、幼稚園等との併行利用や移行を推進していくとともに、地域との交流を図るなど、地域において全てのこどもが共に成長できるよう支援することを通して、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

← 地域づくり支援

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業所等との連携を通して、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

発達支援の「目標」@放デイガイドライン

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向けながら、こどもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、こどもが自己肯定感や自己有用感を高め、ウェルビーイングを実現していく力を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

○生きる力の育成とこどもの育ちの充実 ← 本人支援

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向け、単に知識やスキルを身につけるのではなく、生きる力や自立心を育てていくとともに、将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障がいの状態や発達の状況・障がいの特性等に応じ、様々な遊びや学び、多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定 ←家族支援

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

○ こどもと地域のつながりの実現 ←地域連携・支援、移行支援

こどもや家族の意向を踏まえながら、地域の学校等や放課後児童クラブ、児童館等の教育や子育て支援施策、地域の活動と連携し交流を進めるとともに、放課後児童クラブを併用している場合には、十分な連携を図る等を通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の放課後等デイサービス事業所、地域の障がい児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

① Well-Beingのための発達支援の原則

- ・「やってみたい」「楽しい」「面白い」が発達の原動力
 - ・成長・発達は「遊び」や「活動」を通して育まれていく
 - ・支援プログラムは、治療・訓練ではなく豊かな「遊び」の提供
 - ・発達ニーズに即しているから楽しい（発達の最近接領域）
 - ・こどもの「声」を丁寧に聞いて、応えていくから楽しい
- ・積み重ねることの重要性
 - ・安定した、創意工夫が埋め込まれた「生活」および「遊び」を通して多くのことを学んでいく
 - ・そのためには、障がいや特性、発達の過程に配慮すること
- ・上記を通して、「こころ」を育てていく（Well-Beingは「こころ」）
 - ・自己肯定感
 - ・自尊心＝自己受容感／自己達成感・満足感／自己有用感
 - ・自己効力感、自己決定感・・・

発達主体は「こども」です（発達はあくまでも結果）

- ・支援は、こどもが自ら発達できるような「環境」を提供すること
- ・DQやIQが上がったことを成果とするのは「治療的」発想
- ・「できないこと」が「できる」ようになるは、こども本人も喜ばしいことだが、これにこだわりすぎるのは「能力主義」的発想
⇒ 「できないこと」を「できる」ようにする支援者主体の支援
ではなく、「できそう」（芽生え）を見つけ自ら「できる」ようになっていく本人主体の支援へ

「こども主体」=こどもの「声」を聴くこと

- ・「声」とは、「ことば」に限らない（=こどもの姿から捉える）
- ・こどもの「声」の本質は、「楽しみたい」ということ
⇒ 発達段階に応じた興味・関心に沿っているから「楽しい」
- ・こどもの「声」は、「発達ニーズ」そのもの
- ・こどもの「楽しい」を軸に支援を考えていく

なぜ、こどもの「楽しい」「やりたい」にこだわるのか

- 「やりたくないこと」を強いることのリスク
(最善の利益の押し付けが招く 2 次的問題)
- 「やりたいこと」に基づく発達支援の重要性
 - こども期の「生活」は、「遊び」そのもの(遊びで様々なことを学ぶ)
 - 意欲的な「遊び」は、自ら環境を変化させ、学ぶための原動力
 - 発達の芽生え(発達の最近接領域)を捉えた遊び環境の提供
 - 遊び込める環境、発達段階に応じた楽しめる遊びの提供
 - 経験の拡大、自ら工夫してやってみて「楽しかった」の味わい
- 「ただ遊ばせているだけ」ではない発達支援
 - こどもの興味や発達段階等に合わせて、彩りある豊かな生活や遊び・活動を提供することには、発達の意味付けが必要

⇒ 本人が興味・関心をもって遊んでいるこの活動は、「成長・発達にとってこういう意味がある」「将来のここに繋がっている」と説明できることが必要(例:親のニーズは言葉が出てほしいということでも、「今の発達段階ではまず生活リズムを整え、楽しく遊ぶことが土台になります」)

発達支援は、Well-Beingに繋がる「心」を育てること

自己肯定感	無条件に自分の存在価値を認められる感情 上手いいかなくてもありのままの自分を受け入れる力、 自らの価値や存在意義を肯定できる感情
自尊心	自分は愛されている、受け入れられているという感じる 気持ち
	自分は自分なりに達成し、満足していると感じる気持ち
	自分は誰かの、何かのためになっていると感じる気持ち
	自分を信じられると感じる気持ち
自己効力感	自分は「できる」「きつとうまいく」と思える気持ち
自己決定感	自分で決められると感じる気持ち

Well-Being＝「自己」の確立（自分とは何者か？アイデンティティ）
だから、こどもの声が必要であり、こどもまんなかの支援が重要である。

こどもの姿を見て支援を考えるには専門性(眼)が必要

- ・発達の過程に関すること(発達理論、発達段階論、5領域等)
(発達の最近接領域、敏感期等)
- ・習得に関すること(学習理論、特性・環境支援など)
- ・特性に関すること(障がい・特性の知識(医療的知識含む))
- ・生活や遊びに関すること(保育理論、発達心理など)
- ・高い倫理観 など

◎眼の前のこどもの姿を見ることができていますか？

⇒ こどものやりたい(ニーズ)を把握できていますか？

⇒ こどもの一歩先の姿をイメージできていますか？

みなさんは小さい頃、
どのような遊びが好きでしたか？

「遊び」を通じた成長の促進

成長の原動力としての遊び

こどもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、具体的な支援を行う。

支援者の適切な関わり的重要性

職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように支援することが重要である。

出典:児童発達支援ガイドライン

「遊び」の没頭とスキルの獲得

身体諸感覚の活用と認知的スキル

こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルを育む。

社会情動的スキルの多面的な発達

創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことにつながる。

遊びの本質

生活の中心としての主体的な遊び

乳幼児期のこどもの生活の中心は遊びであり、主体的に 興味を持ち、夢中になって心と身体を動かして行う行為が、ここでの「遊び」である。

遊びそのものの目的性の理解

遊びは何らかの効果を求めてさせるのではなく、遊びそれ自体が目的である。

現在を楽しみ幸せに生きること

遊びは、こどもが現在を十分に楽しみ、自分の思いを発揮することを通して幸せに生きることそのものであり、ウェルビーイングにつながる。

思いの尊重による遊びの変化と発展

こどもの「楽しい」「したい」という思いを尊重することで遊びが変化し、やがて目的のある遊びへと自ら発展していくことが重要である。

遊びを通した支援の留意事項

遊び自体の目的性の厳守

遊びは、こどもにとっては、何かの成果や目的を達成するものではなく、遊びそのものが目的となることを深く理解する（「遊ばせる」ではないこと）

表出される感情の積極的受容

こどもの気持ちは遊びや生活の場面で表出されるため、それらを積極的に受け止め、表現の仕方や感性を豊かにする経験とする。

試行錯誤を支える見守りと援助

こどもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむ姿や、自分の力でやり遂げる充実感に気付けるよう温かく見守り、適切に援助する。

意欲の源泉としての葛藤と達成感

こどもが満足感を得て、時には疑問や葛藤を感じることで、自発的に環境に関わろうとする意欲や態度の源泉となることを理解する。

遊びの質を高める3つの構成要素

こどもが自発的に行おうとする意欲の源泉を作るためには、
支援者による環境設定・調整が重要

こどもの遊びの中には自然と5領域の発達支援が含まれるよう、
環境整備や工夫をしつつ、支援者はこどもが純粹に遊びを楽しむよう努める(環境設定と見守り)

- ①こどものリズムやペースに合わせた活動を行うこと
- ②年齢や発達の段階に応じた玩具・遊具、集中して没頭できる遊びとその場を用意すること
- ③遊びの時間や自然と触れ合える外遊びを、職員との十分な交流を交えて提供すること

(2) こどもの声・姿から 始める発達支援

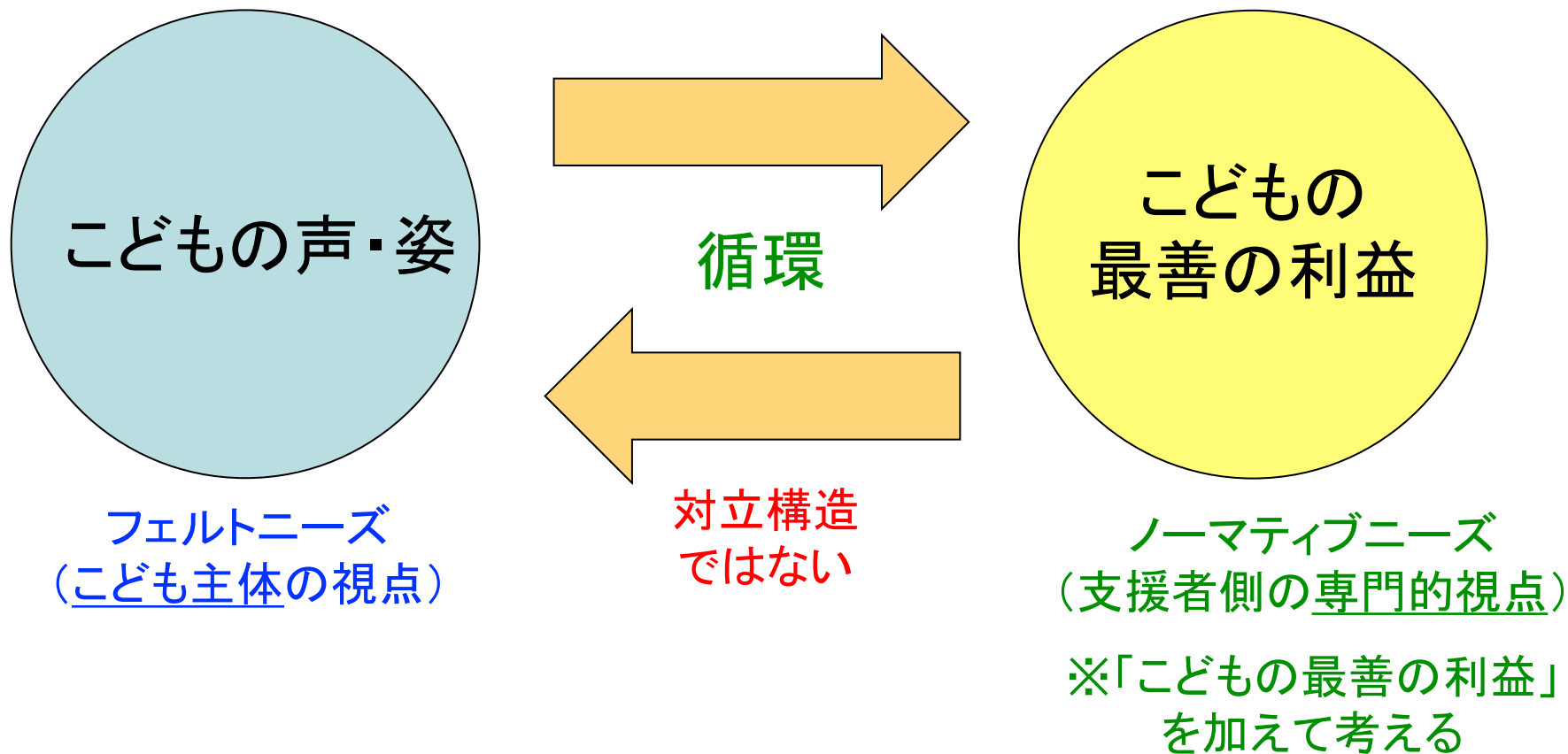
～アセスメント～

こどもの声を聴きや姿を観ること

障がいのあるこどもにも、必ず意思・意見がある

- ・ こどもの声を聴くこと(こどもの主体性の尊重)を徹底しながら、こどもの最善の利益を考慮する

こどもの声を聴かない「最善の利益」はない
(合理的配慮の提供は本人の意志に基づいて行われる)



「こどもの最善の利益」とは

- ①こどもの最善の利益は、大人が敷いたレールにこども乗せることではありません
 - ・大人が良かれと思って、大人が最善と考えていることややり方にこどもを従わせることではありません
 - ・こどもは教え導かないいけない存在、誤学習させない視点×
- ②こどもの最善の利益は、過干渉になる恐れもあります
 - ・先回りすることは、こどもが葛藤したり、失敗する経験を奪っている可能性があります
 - ・つまり、主体性や自律的に生きていくことを阻害している、そういう力を奪っている可能性があります
 - ・「こどもの言うことを聞くだけではダメなのでは？」などの指摘は当たらない（「支援」の見通しや、「対話」でともに考えていく過程がない）
- ③こどもの最善の利益は、枠組み・秩序です
 - ・これ以上してはいけないという枠組みを提示することであり、丁寧にこどもと対話することです（意思や意見は尊重知ることが前提です）

「こどもの姿」を丁寧に見ること＝「声」を聴くこと

- ◎ こどもの発達の理解は、こどもの生活する姿を捉えることから始まる。すなわち、生活の中でこどもが何に興味を持ち、それはどのように広げたり深めたりしているのか、遊びの傾向はどうか、どのような生活への取り組み方をしているのかなどを、**こどもの生活の姿やその変化を丁寧に見ていく**ことによって発達する姿を捉えることができる。
- ◎ こうした発達の理解は、**行動や言葉、仕草や表情など表面に現れたものを手がかりにして、内面の動きを理解**していく。
- ◎ 生活する**姿の変化を継続的に見ていく**ことが重要で、それらをもとに支援計画を作り上げていく。
- ◎ こども一人ひとりが**こども期にふさわしい生活を展開し発達に必要な経験が得られるよう**に、具体的なねらいや内容、環境の構成などの支援内容や方法について検討する。

- ◎ 自然な生活の中でそれらとの関わりを深めるようにしていくことが必要で、それは、こどもの主体性と支援の計画性のバランスを、ほどよく絡ませていくことが重要。
- ◎ 支援計画は、こども一人ひとりが楽しく充実した生活を送るために作成されるのものであり、こども一人ひとりの思いや実現したいと願っていることがたくさんちりばめられていることが大切。支援者は見通しを持って支援する手立てを具体的に書き込んでいく。

参考：幼稚園教育指導資料第1集：
指導計画の作成と保育の展開（文科省）

(3) こどもの声から始める こどもまんなかの実践

徒競走で、みんなから大声で 応援されるのが嫌なAさん

保育所に通う肢体不自由児の5歳児です。
運動会も近いこともあり、クラスみんなで50mの練習をしています。

他児と同じ距離を走るのですが、完走までに時間がかかるため、先生の音頭でクラスのみんなから「Aちゃん、頑張れ！ Aちゃん頑張れ」と大声援されます。先生やみんなは良かれと思って声援していますが、Aさんはその声援が嫌いでした。そこで、Aさんは勇気を振り絞って先生に思いを伝えました。Aさんの思いを汲み、かつ、他のこどもととの平等性や公正性を実現するためにどうしたらよいか迷っています。

クラス内の棚にクレヨンで描き始めたBさん

保育所でのインクルーシブ場面です。

3歳児クラス担当の5年目の保育者から相談がありました。知的障がいと自閉傾向のある3歳児への支援で悩んでいます。困っているのは、最近、描くことの楽しさに気づき、備え付けの棚にクレヨンで描いてしまうことです。用紙を机の上において「ここに描くんだよ」と教えても、また、いたずら描きをやるように何度も注意していますが直りません。園の備品なので汚してはいけないし、上手くやめさせられないことを主任がどう思っているか評価も気になり、自信がなくなっています。他児が棚への落書きを真似するのは避けたいので、ダメなことはダメだと教えないといけないと思っていますが、どうしたらよいのでしょうか。

鉄棒遊びで順番を守れずトラブルBさん

保育所に通うASD傾向のある4歳のBさんです。

鉄棒遊びが好きで、楽しく遊べます。

しかし、順番は守れずに他児といつも喧嘩になってしまいます。
順番がわからないBさんだけを優先させてあげるのも違うと考えています。

他児も含めて楽しく遊ぶにはどうしたら良いか悩んでいます。

友だちのことが気になり、 お世話をやきたがるDさん

小集団支援(5名グループ)を利用している4歳児です。
週3日、楽しく通所しています。

軽度の知的障がいとこだわりの強さ、注意の転導性がみられ、
帰所時には毎回と言っていいほど、他児のことが気になり、
靴を履くことが滞ったり、トラブルになったりします。

支援員が靴を履くよう促しますが全然聞く耳を持ちません。
みんなが靴を履き終えた後にようやく自ら靴を履こうとしますが、
「置いてきぼりになるのは嫌だ」と言って、最終的には支援員に
手伝ってもらっています。

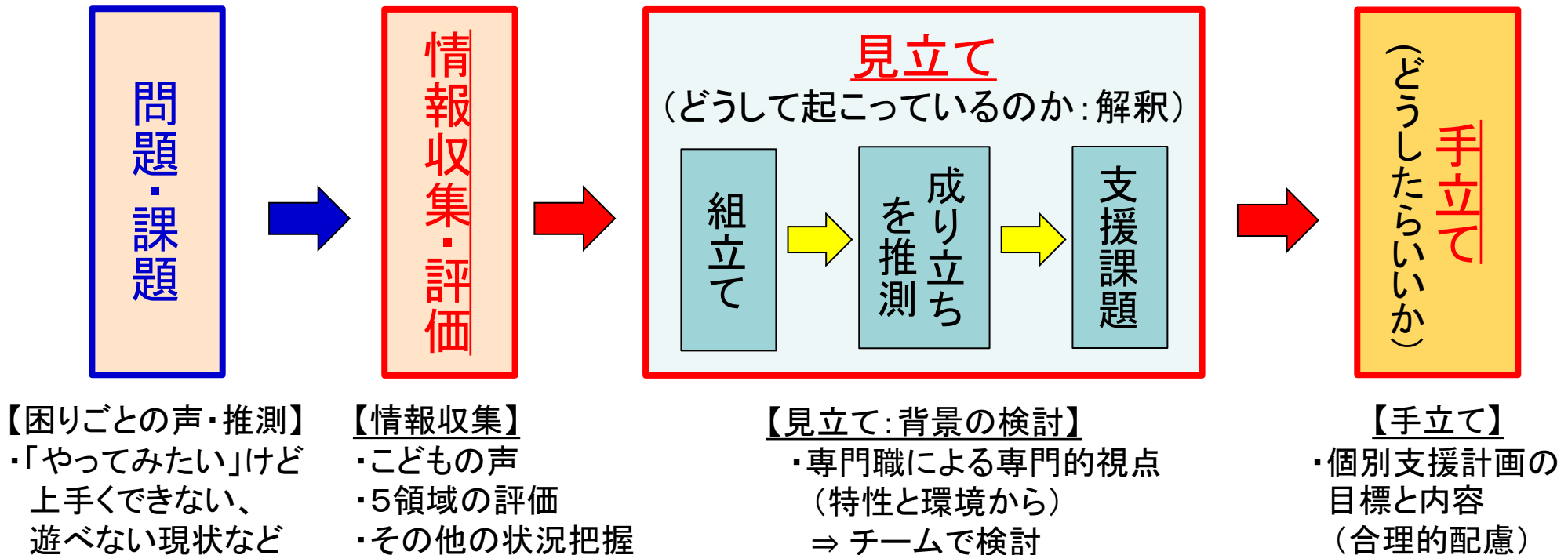
履いたり脱いだりする動作は可能です。

(4) こどものWell-Beingを 実現するための 個別支援計画の検討

アセスメントとは

「一つ一つの情報を自分なりに解釈し、それらを組み立て、生じている問題の成り立ち mechanismを構成し(まとめ上げ)、支援課題を抽出すること、あるいは、その人がどんな人で、どんな支援を必要としているのかを明らかにすること」

(近藤直司(2012):アセスメント技術を高めるハンドブック. 明石書店)



これからの発達支援の姿

障がいのあるこどもは、その社会の他の異なったニーズを持つ特別な存在と考えられるべきではなく

通常のこどもたちがもつニーズを満たすのに

特別な困難を持つ(特別な工夫や配慮が必要)

普通のこどもと考えられるべき

原典：国連総会決議34/158（1980年1月30日採択）国際障害者年行動計画

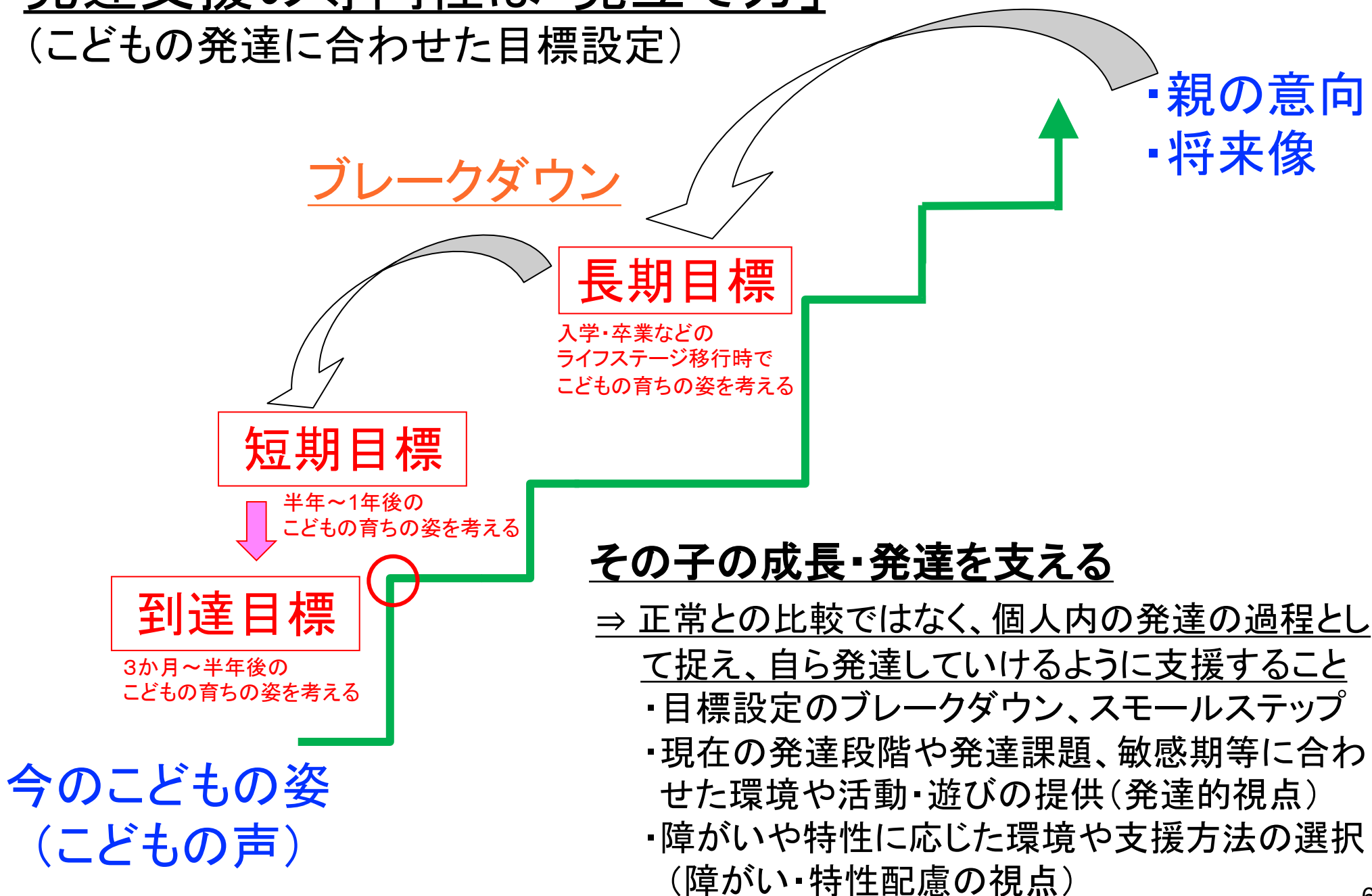
「障害者は、その社会の他の異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常の人間的なニーズを満たすのに特別の困難を持つ普通の市民と考えられるべきなのである」

こどもの育ちの視点(≡ 支援の目標)
<「やってみたい」「面白そう」等>

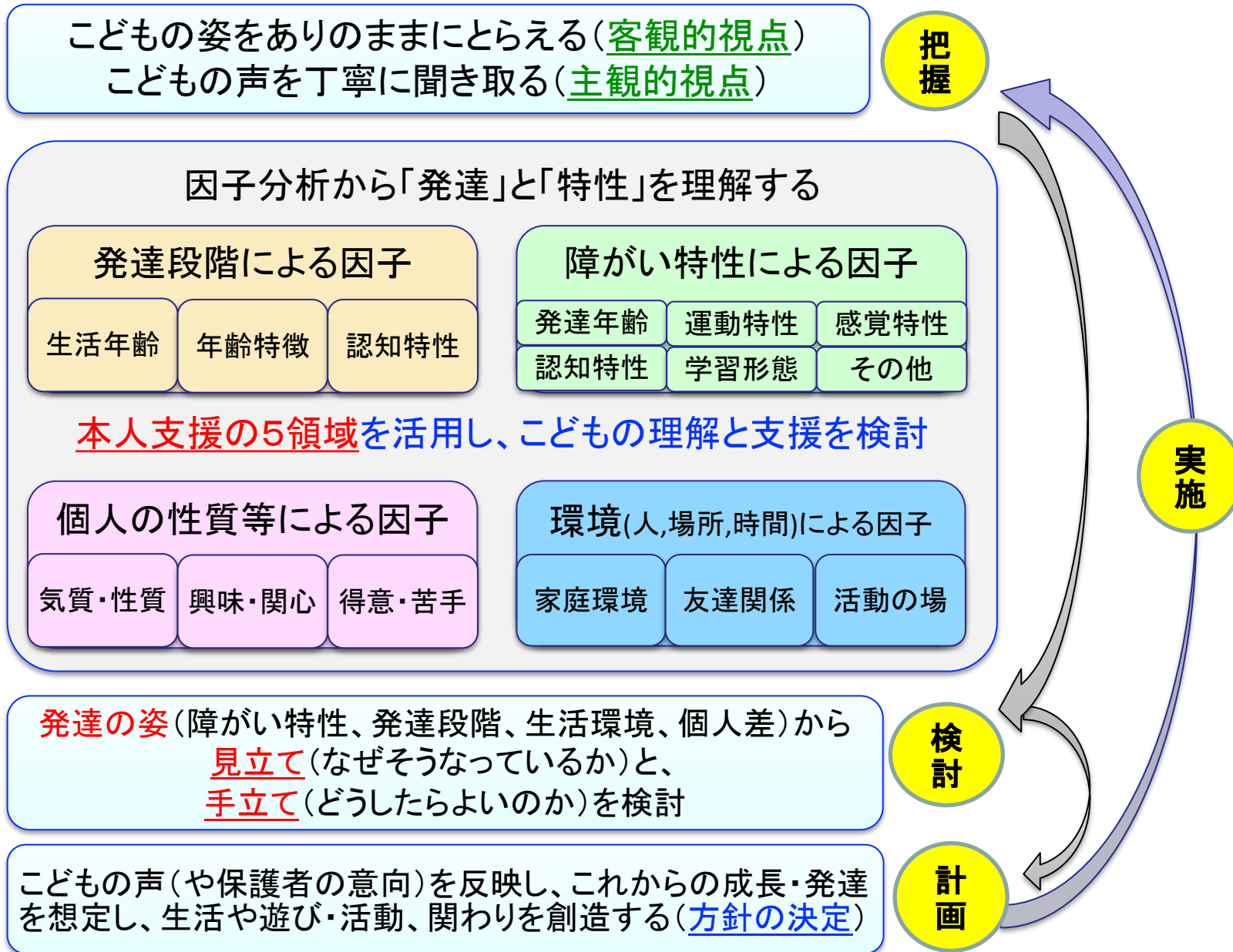
障がいや特性への合理的配慮の視点(≡ 支援の内容)

発達支援の専門性は「見立て力」

(こどもの発達に合わせた目標設定)

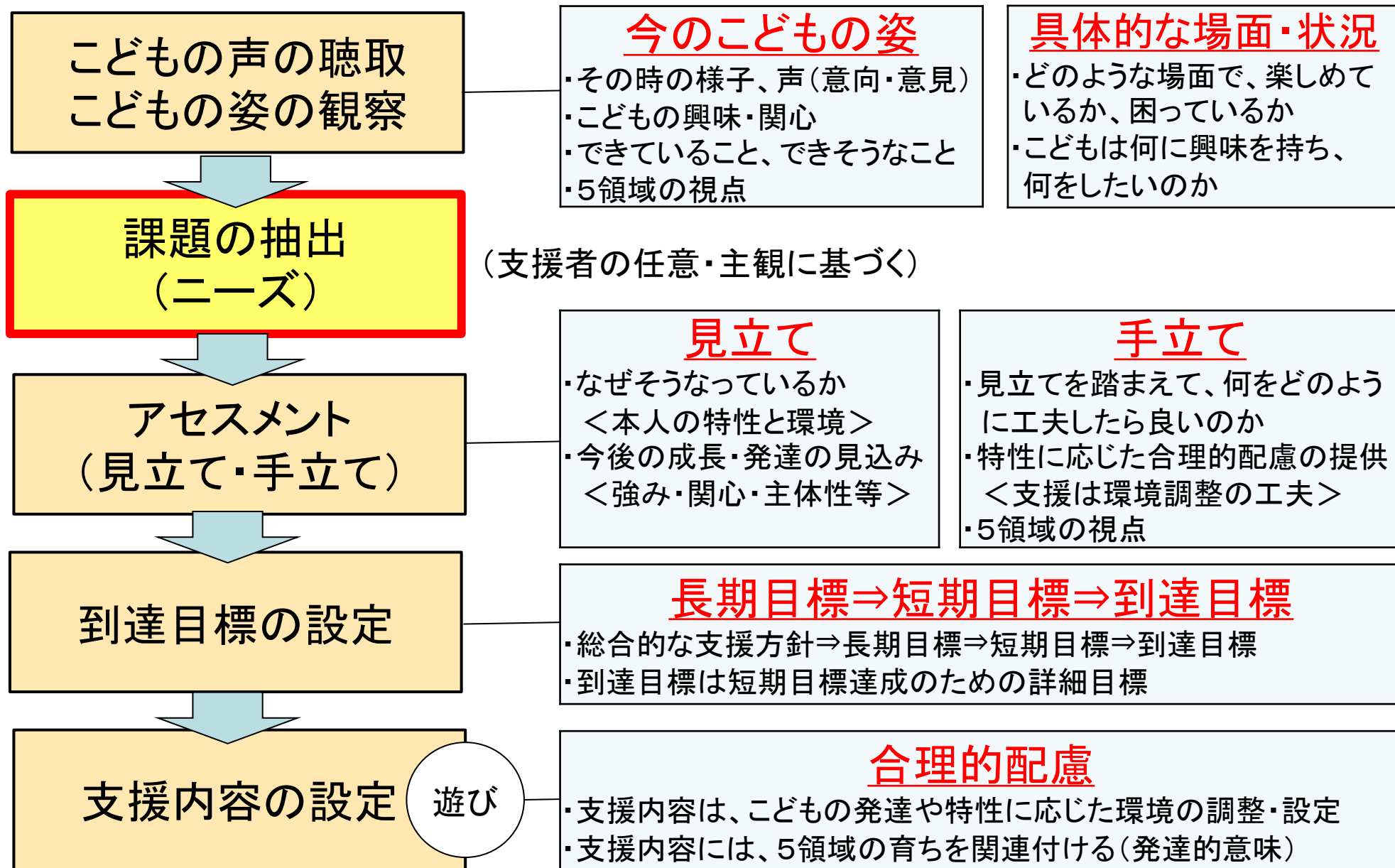


こどもまんなかの発達支援の検討プロセス



(毎回の支援でも、一年間の関わりでもこのプロセスを繰り返す)
(意図をもって過ごす自然とPDCAサイクルが生じる)

個別支援計画の支援項目を検討する



どのようにして支援ニーズを抽出したらいいのか

※ できていないところを探し出して、支援の対象とするのではないことに留意

(1) 本人の意見・意思の実現

- ・本人の希望、期待
- ・本人のストレングス、得意
- ・エンパワメント
- ・やりたいこと、興味・関心
- ・実現できる／できそう
- ・その子らしさ

【意見表明支援(意思・意見形成＋実現支援)、意思決定支援】 【その子らしさの伸長】

(2) 本人が困っていることの解消

- ・やりたいのに上手くやれない状況
- ・環境の工夫で上手くいきそうな状況
- ・トラウマケアなど

【環境調整と成功体験の積増】

(3) 成長・発達 of 芽生えを支える

- ・今伸びようとしている部分(芽生え)
- ・今後伸びそうな部分(レディネス)
- ・本人の強み(ストレングス)

(育ちはできないことができるようになっていく過程だが、障がい特性を改善することや特性に起因
するできないことをできるようにすることではないことに留意＝できることができるようになる過程)

【発達の視点】 【発達の5領域】

(4) 将来を見越して、必要な経験や習得を目指す

- ・身につけたほうが良いと思われる知識、技能・スキル、試行錯誤の経験など
- ・自己肯定感、自尊心などの涵養
- ・休息の取り方、趣味獲得、新たな気づきなど

【最善の利益】 【育ちに必要な豊かな経験の提供】 【主体的な習得】 【発達の5領域】

NGな支援目標の設定例

1) 発達レベルに合わない高すぎる目標

例) 三項関係などの対人関係が未発達な子にことばの練習

2) 障がいや特性を改善する目標

例) こだわりを軽減することを目標とすること

例) 衝動性を軽減させることを目標とすること

3) 特性から考えて不適切な目標

例) ASD児に友だちと仲良くするなど集団適応を目標とすること

例) ADHD児に着席練習を目標とすること

例) 視覚的手がかりを無くしていくことを目標とすること

4) 楽しくない、強要・特訓する目標

例) 嫌がってもやらせることを目標とすること(楽しむという前提なし)

例) 苦手食材を5秒間だけ口に入れて慣れさせることを目標とすること

⇒ 下肢障がい児には歩行を目標とはしないし、聴覚障がい児に補聴器がなくても聞き取れることを目標としないはず・・・知的・発達障がいも同じ

(5) 本人支援の5領域は
どのように活用するのか

「5領域」は、アセスメントで活用する

- ・ガイドラインにおいて「**発達支援の5領域**」は「**方法**」に記載
⇒ 発達支援を行う上での「**方法**」として活用する

- ・発達支援の5領域は、アセスメントとして活用する
(つまり、こどもの姿を総合的・包括的に理解するもの)
- ・5領域ごとに支援目標を立てることではない
- ・こどもの育ちを支える「支援プログラム」(生活や遊び、環境調整を含む)や「個別支援計画」の内容を検討する際に発達支援の5領域を関連させて、豊かなものにする

⇒ 「こどもの姿」を総合的に見るために使用する

- ・発達の領域ごとに目標を作成するために使用するのではなく、また、課題になっている領域を改善しようというものでもない
- ・良さや得意を探し、苦手さに応じて配慮するために、こどもの姿を見る際の視点として利用する

発達支援の「方法」@児発ガイドライン

こどもの**発達の過程**や**障がいの特性**等に応じた**発達上のニーズ**等を丁寧に把握し理解した上で、全てのこどもに**総合的な支援を提供することを基本**としつつ、こどもの発達段階や特性など、**個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせて行う**など、**包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援**を行っていくことが重要

■ こどもの発達の過程や障害特性に応じた発達のニーズ等の把握

本人支援の**5領域**(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえた**アセスメント**を行うことが必要

■ 総合的な支援

個々のこどもに応じた**生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援**

■ 特定の領域に重点を置いた支援

5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、**5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援**

○ こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であることから、上記の「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。

発達支援の「方法」@放デイガイドライン

それぞれの時期のこどもの発達の過程や特性等に応じた発達上のニーズ、適応行動の状況や特に配慮が必要な事項等を丁寧に把握し理解した上で、放課後等デイサービスを利用する全てのこどもをありのままに受け止めて、こどもが自分らしく過ごせる場であるという安全・安心の土台の上で、総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要

■ こどもの発達の過程や障害特性に応じた発達のニーズ等の把握

＜児発ガイドラインと同じ＞

■ 総合的な支援

＜児発ガイドラインと同じ＞

■ 特定の領域に重点を置いた支援

5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち、特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援が計画的及び個別・集中的に行われるものであり、一対一による個別支援だけでなく、個々のニーズに応じた配慮がされた上で、小集団等で行われる支援も含まれるものである。

ガイドラインに掲載された「5領域」

児童発達支援

放課後等デイサービス

健康・生活

- 健康状態の維持・改善
- 生活習慣や生活リズムの形成
- 基本的生活スキルの獲得
- 生活におけるマネジメントスキルの育成

- 健康状態の維持・改善
- 生活習慣や生活リズムの形成
- 基本的生活スキルの獲得
- 生活におけるマネジメントスキルの育成

運動・感覚

- 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- 身体の移動能力の向上
- 保有する感覚の活用
- 感覚の補助及び代行手段の活用
- 感覚の特性への対応

- 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- 身体の移動能力の向上
- 保有する感覚の活用
- 感覚の補助及び代行手段の活用
- 感覚の特性への対応 等

認知・行動

- 認知の特性についての理解と対応
- 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得（感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成）
- 行動障がいへの予防及び対応

- 認知の特性についての理解と対応
- 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得
- 行動障がいへの予防及び対応等

児童発達支援

放課後等デイサービス

言語・コミュニケーション

- コミュニケーションの基礎的能力の向上
- 言語の受容と表出
- 言語の形成と活用
- 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- コミュニケーション手段の選択と活用
- 状況に応じたコミュニケーション 等

- コミュニケーションの基礎的能力の向上
- 言語の受容と表出
- 言語の形成と活用
- 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- コミュニケーション手段の選択と活用
- 状況に応じたコミュニケーション 等

人間関係・社会性

- アタッチメント(愛着)の形成と安定
- 遊びを通じた社会性の発達
- 自己の理解と行動の調整
- 仲間づくりと集団への参加

- アタッチメント(愛着)の形成と安定
- 情緒の安定
- 他者との関わり(人間関係)の形成
- 遊びを通じた社会性の発達
- 自己の理解と行動の調整
- 仲間づくりと集団への参加

【参考】

保育の5領域

健康

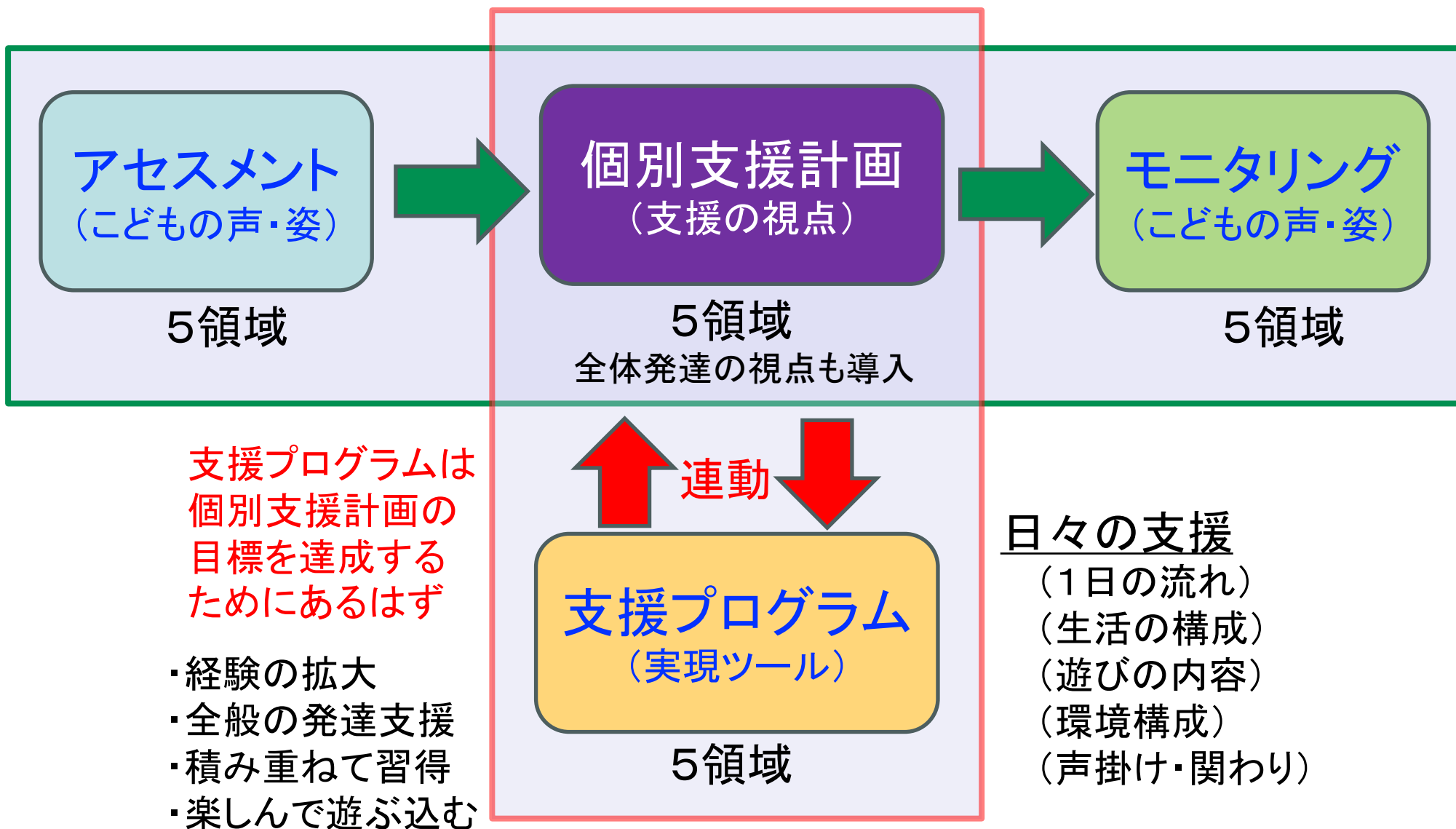
人間関係

環境

言語

表現

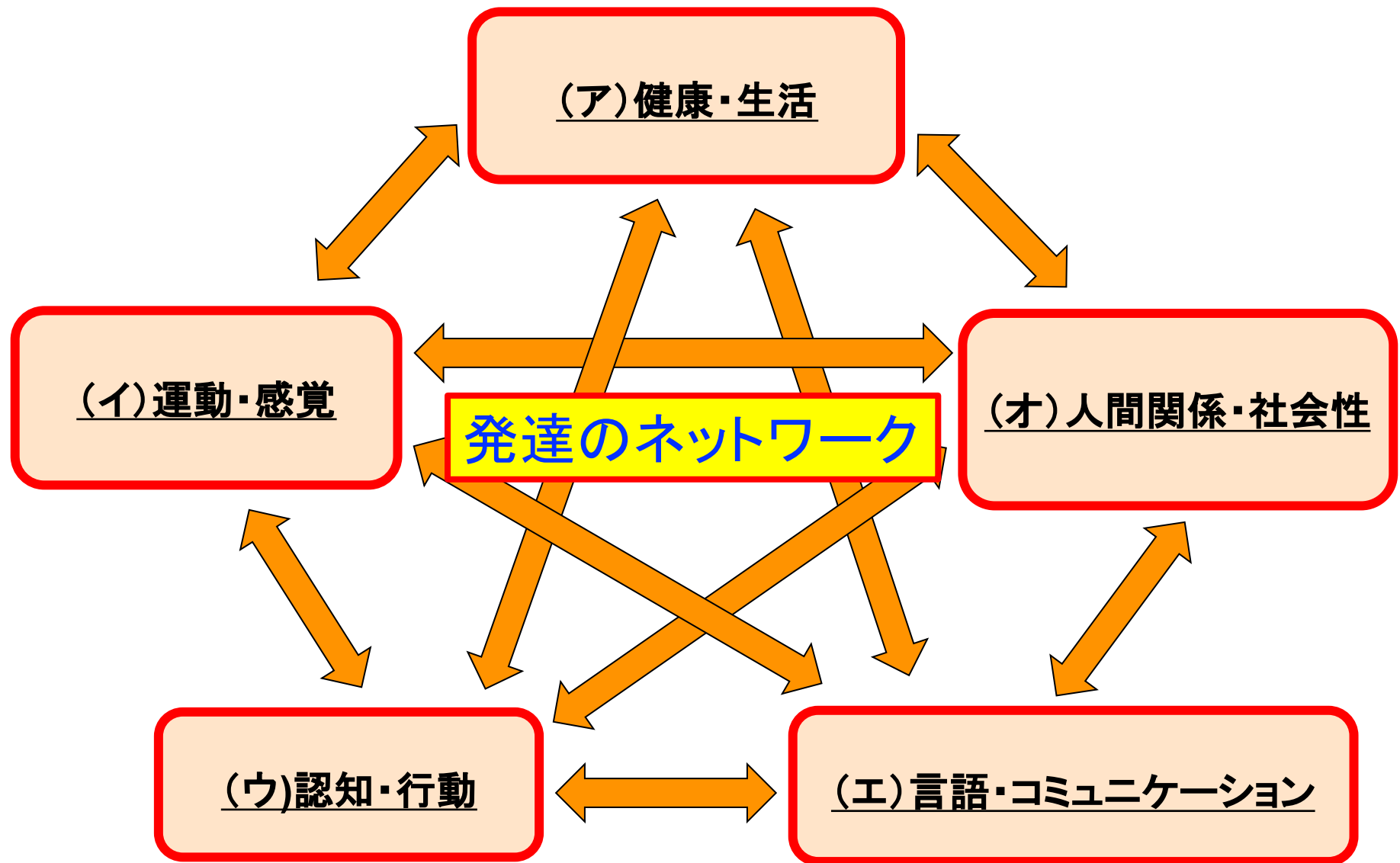
「5領域」で連動するアセスメント・計画・支援プログラム



4つの「基本活動」の中に5領域の視点を入れていく

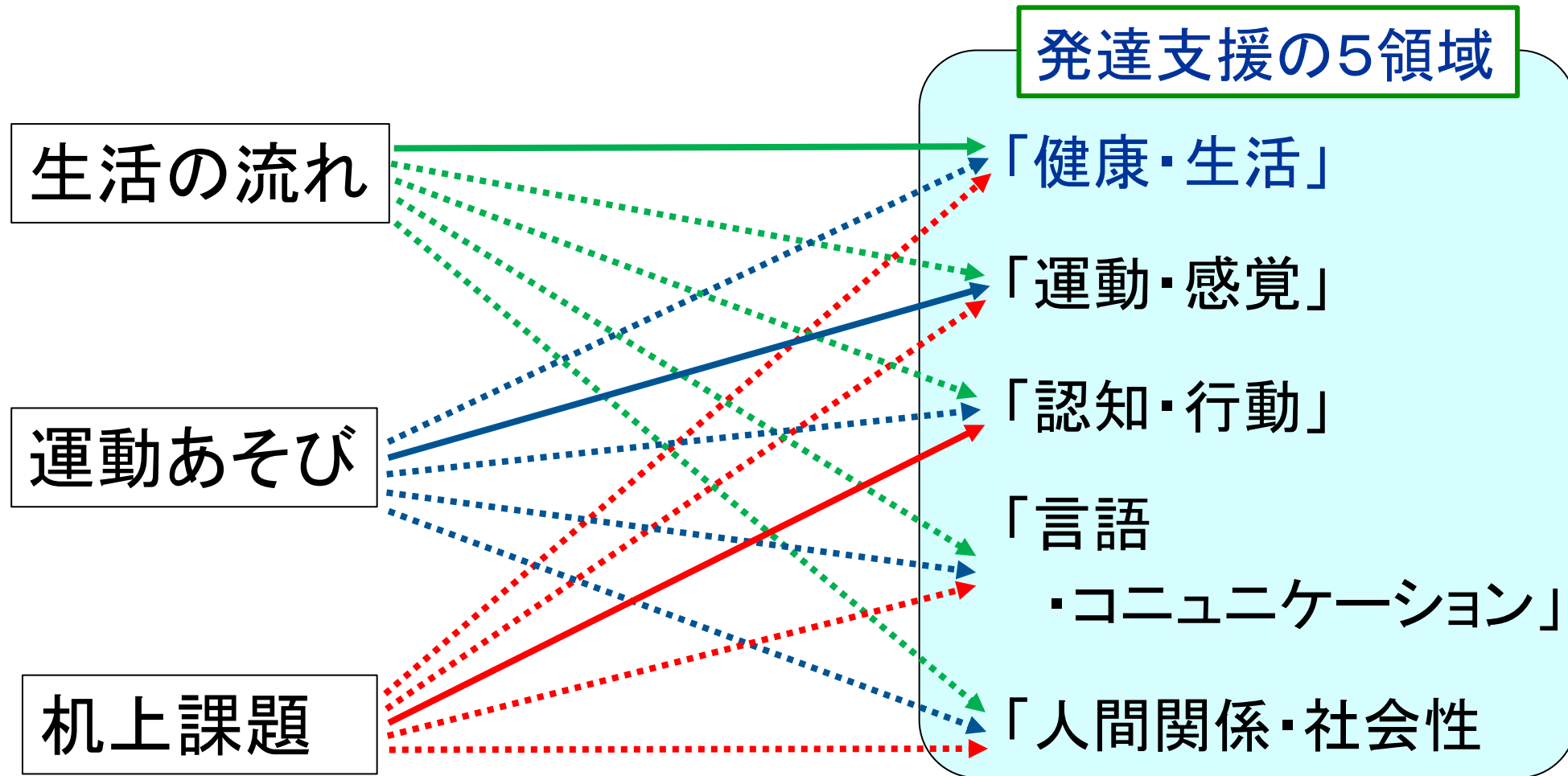
(1) 日常生活の充実と自立支援のための活動	こどもの発達に応じて必要となる日常生活における基本的な動作や自立を支援するための活動を行う。こどもが意欲的に関わられるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、こどもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、その方針の共有や役割分担等をできるよう、学校と連携を図りながら支援を行う。
(2) 多様な遊びや体験活動	遊び自体の中にこどもの発達を促す重要な要素が含まれていることから、挑戦や失敗を含め、屋内外を問わず、自由な遊びを行う。また、体験したことや興味を持ったことに取り組めることは、新たにやってみたいと感じる機会につながることから、多様な体験の機会を提供していく。こどもが望む遊びや体験、余暇等を自分で選択しながら取り組むことができるよう、多彩な活動プログラムを用意する。その際には、個別性に配慮された環境やこどもがリラックスできる環境の中で行うことができるよう工夫することが重要である。
(3) 地域交流の活動	障がいがあるがゆえにこどもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、地域の中にこどもの居場所をつくりながらこどもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動など地域資源も活かして、遊びや体験の機会を創出していくとともに、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。こうした取組は、こどもにとって、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながる。
(4) こどもが主体的に参画できる活動	こどもとともに活動を企画したり過ごし方のルールをつくったりするなど、こどもが主体的に参画できる機会を設け、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを行いながら、こどもとともに活動を組み立てていく取組を行っていく。その際には、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の個別性に配慮するとともに、こどもに寄り添いながら進めていくことが重要である。こうした取組は、こどもにとって自分自身が権利の主体であることを実感するとともに、こどもの権利を守ることにもつながる。

5領域は相互に関連・連動



遊びや活動には、そもそも5領域の要素が含まれる

(特化型の支援であっても、網羅的に支援することは可能)



- ※ ・多くの遊びや活動には、全て又は複数の領域を含んでいる
- ・個々のこどものねらいにあわせて、5領域の中から関連付け・抽出する
- ※ ・自事業所では5領域全てを網羅できない場合は、保育所等関係機関と役割分担する

こどもの課題を中心とした発達支援



※ 5領域ごとに支援目標や内容を作成することは、ガイドラインでは求めている
※ 5領域ごとに支援目標を立てると、できないことの改善計画になりやすい

こどもの「声」「姿」を中心とした発達支援

①今のこどもの育ちの声・姿

- ➡ (ア)健康・生活
- ➡ (イ)運動・感覚
- ➡ (ウ)認知・行動
- ➡ (エ)言語・コミュニケーション
- ➡ (オ)人間関係・社会性
- ➡ その他(心、感性、特性等)

目標

②次の育ちの姿(到達目標)

実現

③支援内容(個別の配慮)

支援プログラム・関わり等

- ➡ (ア)健康・生活
- ➡ (イ)運動・感覚
- ➡ (ウ)認知・行動
- ➡ (エ)言語・コミュニケーション
- ➡ (オ)人間関係・社会性
- ➡ その他

今の状態



5領域は支援の視点に入れる
育ちの結果としての5領域

「5領域」活用の階層

段階1: その日の状態を5領域で見る

こどもは、自分の状態を言葉で説明することが難しいため、来所時の観察がとても重要

段階2: 活動のねらいを5領域で整理する

遊びや活動を通して5領域の育ちをトータルに支えることが重要

段階3: 活動中のつまずきを5領域で理解する

こどもが活動中につまずいたとき、表面の行動だけで判断せず、その背景を5領域の視点で推察することが大切

段階4: 活動後の振り返りを5領域で行う

振り返りでは、総合的に理解することが大切

段階5: 個別支援計画に反映する

個別支援計画では、5領域を「将来の自立」だけでなく、まずは日々の暮らしと遊びの充実に結びつけることが重要

(例) 言葉の発達における5領域にまたがる育ち

ことばのビル

【出典】「ことばをはぐくむ」
中川信子(ぶどう社,1986年)

認知・行動

大脳に対応

運動・感覚

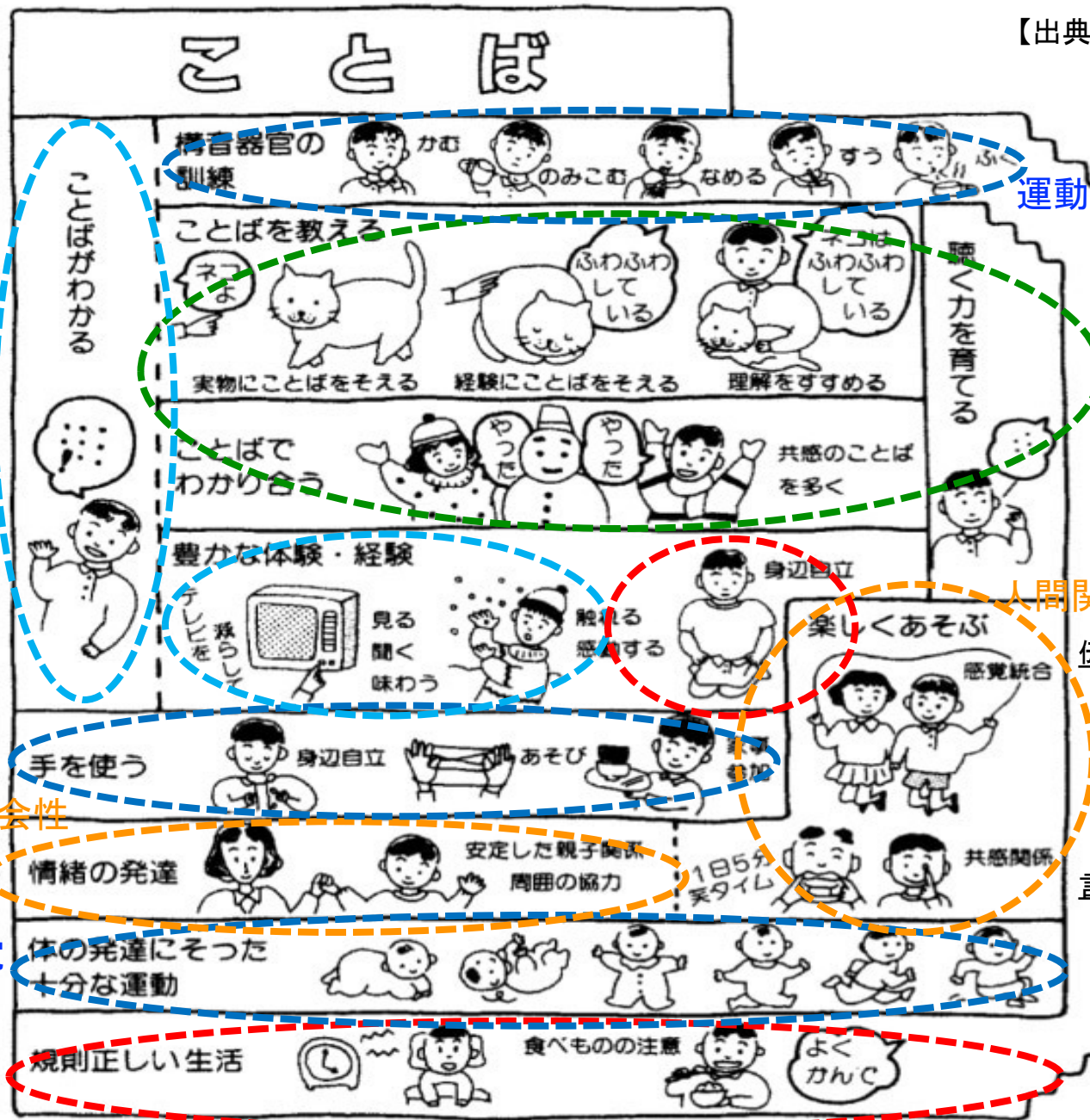
人間関係・社会性

大脳辺縁系に対応

運動・感覚

脳幹に対応

健康・生活



伝えたい気持ちを育てるには
⇒ 触れ合う(タッチングなど)
⇒ よく聞くこと(行動や表情、情動の一つ一つに気を配る)
⇒ 共感(応答性, 支援者による模倣)
心が動く、味わう、三項関係など)

言えることより分かることを大切に
⇒ 経験。体験が言葉を生み出す
理解→表出

4. まとめ

(1) 明日からできる個別支援計画作成のヒント

① こどもに説明し、こどもの姿を見て、声を丁寧に聞く

こどもの声を日々の関わり＋時間場所を設けて聴く
特に、こどもの暮らしの姿や遊びの姿を丁寧に観る
5領域＋α(心など)の視点を持って、こどもの姿を観る

② 今ある個別支援計画の到達目標を書き換えてみる

こどもにとってどんなメリットが有るのか、どういう楽しいことがあるのか、どんな良い面を伸ばしてあげられるかを追加してみる(ねらいが共有しやすい、ワクワク)

③ こどもの意向を実現する目標を1つ入れよう

支援目標を抽出する4つのポイントのうち、(1)の「本人の意見・意向の実現」を入れてみよう

① こどもに真摯に向き合いましょう

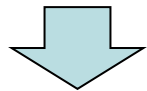
- ☐ アセスメントでは、こどもの声を聞いていますか？
 - ・好きなこと・遊び、楽しいこと・遊び、してほしいこと など
 - ・嫌いなこと、苦手なこと、してほしくないこと など
- ☐ モニタリングでは、こどもの声を聞いていますか？
- ☐ 個別支援計画をこどもに説明していますか？
- ☐ 活動の内容を説明していますか？
- ☐ 介助等する時に、こどもに説明して了解を得ていますか？
- ☐ 活動や遊びを決める時に、こどもの声を聞いていますか？
- ☐ 活動や遊びを決める時に、こどもと一緒に決めていますか？
- ☐ 活動や遊びに参加したくないと表明(仕草含む)があった場合に、参加しないことを認めていますか？
- ☐ 必要なことだからと支援を強制していませんか？

② 支援目標を書き換えてみよう

<u>元の支援目標の書きぶり</u>	(例)絵カードが使えるようになる (〇〇が <u>できるようになる</u>)
① その目標を達成できると その子にとってどんなワクワク することがあるのか (本当の目的)を追加	(例)順番が守れるようになり楽しく鉄棒ができる ⇒具体的な行動レベルの変容・獲得＋本当の目的
② こども主語で書き換えよう	(例)「順番を <u>守れるようにする</u> 」⇒「ワクワクしながら順番を <u>待てる</u> 」
③ 大胆に、こどもまんなかの 支援目標にしてみよう (目標の全面書換も可)	(例)○ 大好きな鉄棒を気持ちよく楽しめる × (発達段階に合わない)言葉が話せるようになる × 5秒間、座っていられるようになる ⇒ 全く異なる目標に書き換えてもよいです

書きぶり変換の例

絵カードが使えるようになる



絵カードを使って、好きな遊びを選んで楽しむ
(絵カードの理解や使用の支援については、支援内容に掲載)

鉄棒の順番を待つことができる



順番を待つことを楽しみ、好きな鉄棒も楽しむ

運動会の練習に落ち着いて参加できる



運動会の練習に自分のペースで安心して参加して、
自信を持てる

③ どのようにして支援ニーズを抽出したらいいのか

※ できていないところを探し出して、支援の対象とするのではないことに留意

(1) 本人の意見・意思の実現

- ・本人の希望、期待
- ・本人のストレングス、得意
- ・エンパワメント
- ・やりたいこと、興味・関心
- ・実現できる／できそう
- ・その子らしさ

【意見表明支援(意思・意見実現支援)、意思決定支援】 【その子らしさの伸長】

(2) 本人が困っていることの解消

- ・上手くいっていない状況
 - ・上手いきそうな状況
- (障がいや特性を改善すること、特性から生ずるできないことをできるようにすることではない)
(育ちは、できないことができるようになっていく過程だが、できることができるようになっていく過程)
- 【環境調整と成功体験の積増】

(3) 成長・発達の芽生えを支える

- ・今伸びている部分(レディネス、芽生え)
- ・今後伸びそうな部分(レディネス、芽生え)
- ・本人の強み(ストレングス) ※ 困っていることでなくても構いません

【発達の視点】 【発達の5領域】

(4) 将来を見越して、必要な経験や習得を目指す

- ・身につけたほうが良いと思われる知識、技能・スキル、試行錯誤の経験など
- ・自己肯定感、自尊心などの涵養
- ・休息の取り方、趣味獲得、新たな気づきなど

【最善の利益】 【育ちに必要な経験の提供】 【主体的な習得】 【発達の5領域】